

交野市告示 24 第 62 号

振動規制法に基づく規制地域の指定について

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の地域を指定し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 地域

交野市全域

振動規制法に基づく規制基準の設定について

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 4 条第 1 項の規定により、同法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域について、規制基準を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼間 午前 6 時から 午後 9 時まで (単位 デシベル)	夜間 午後 9 時から翌 日の午前 6 時まで (単位 デシベル)
第一種区域		60	55
第二種区域()		65	60
第区 二 種域 ()	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50メートルの区域及び第一種区域の 境界線から15メートル以内の地域	65	60
	その他の区域	70	65

備考

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
- 「第一種区域」、「第二種区域()」及び「第二種区域()」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1) 第一種区域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二

種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに
同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域() 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業
地域

(3) 第二種区域() 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域

3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する
学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭
和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第
2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規
定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの
(同日においては既に着工されているものを含む。)をいう。

振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 1 の付表の第 1 号（以下「付表第 1 号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

平成 24 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 区域

(1) 付表第 1 号イに該当する区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域

(2) 付表第 1 号ロに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) 付表第 1 号ハに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

(4) 付表第 1 号ニに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域

交野市告示 2 4 第 6 5 号

振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分について

振動規制法施行規則（昭和 5 1 年総理府令第 5 8 号）別表第 2 の表の備考の 1 の規定により、区域を次の 1 のとおり定め、同表の備考の 2 の規定により、時間を次の 2 のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から実施する。

平成 2 4 年 4 月 1 日

交野市長 中 田 仁 公

1 区域

(1) 第一種区域

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

2 時間

(1) 昼 間 午前 6 時から午後 9 時まで

(2) 夜 間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで